

平成 11 年 6 月 22 日

三井海上火災保険株式会社 御中

確 約 書

中国業務部

私が以前より主張する鑑定人の正当な使用方法につき、三井海上は企業としてその利益を守るためには当然の理論であることを充分認識していると信じている。

したがって、大阪の三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人が私の今まで主張してきたような鑑定人であったかどうかは別として、三井海上は鑑定人の正当な使用方法に沿って三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人をはじめ当社で使用する鑑定人が誠意を尽くして業務を行っているかどうか、今後も厳しく管理していくことは企業の利益を守るため当然のことであると会社自身も認識しているものと信じる。

特に今後の損害保険業界の厳しい環境を考えると、残高確保のため、より一層三井海上は会社の利益を守るために、三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人をはじめ当社の使用する鑑定人について、それらが誠意を持って真剣に業務を遂行しているか否か、その仕事ぶりに充分注意しながら厳しく管理すべきことは言うまでも無い。

私は、三井海上が上記のとおり鑑定人に依頼した業務について、今後もなお一層厳しい管理を行い会社の利益を守っていくという姿勢であることを信頼し、三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人をはじめとする鑑定人に関する株主としての行動やマスコミへの情報開示は今後一切行わないことを確約する。

上記不確約書 確かに受け取った。

以上

平成 11 年 6 月 22 日

中国業務部長 渡辺道也

